

4 月臨時教育委員会会議録

開催年月日	令和6年4月15日（月）
開催時間	午前10時00分
開催場所	市役所本館 7階 701会議室
出席委員	浦上 教育長 村本 教育長職務代理者 水野 委員 岩井 委員 藤井 委員
出席職員	太田副教育長・塚本教育監・辻内次長・川添教育政策課長・山本学務給食課長

【浦上教育長】 皆さん、おはようございます。4月臨時教育委員会議を始めます。よろしくお願ひいたします。

本日の会議録署名委員に村本委員を指名しますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本日の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する定足数を満たしているため、成立していることをご報告いたします。

【浦上教育長】 次第の1、議案審議に入ります。

議案第11号「野口美文若者がはばたく奨学基金事業審査会規則制定について臨時代理承認の件」、及び議案第12号「野口美文若者がはばたく奨学基金事業審査会委員の委嘱又は任命について臨時代理承認の件」については、関連議案となりますので、一括して審議いたします。提案理由の説明を山本学務給食課長よりさせていただきます。

【山本学務給食課長】 それでは、議案第11号「野口美文若者がはばたく奨学基金事業審査会規則制定について臨時代理承認の件」及び議案第12号「野口美文若者がはばたく奨学基金事業審査会委員の委嘱又は任命について臨時代理承認の件」をご説明申し上げます。1月の臨時教育委員会議においてご承認いただきました執行機関の附属機関に関する条例の一部改正の件が令和6年3月市議会定例会において可決されました。本条例の可決に伴い、野口美文若者がはばたく奨学基金事業審査会規則の制定及び野口美文若者がはばたく奨学基金事業審査会委員の委嘱又は任命を令和6年4月1日に施行する必要性がありましたが、施行日までに教育委員会会議を招集する暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づき、令和6年4月1日付けで、教育長が臨時に代理したため、教育委員会の承認を求めらるるものであります。

それではお手元の資料をご覧ください。

まず、規則第1条にて趣旨を、第2条で所掌事項を、第3条で5人以内の委員をもって組織することを規定しております。第4条で任期を、第5条以下で審議会の運営等を定めております。

続きまして、野口美文若者がはばたく奨学基金事業審査会委員名簿をご覧ください。このたび、資料のとおり令和6年4月1日付けで5名の方を委嘱又は任命したところであり、なお、任期につきましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの期間でございます。以上、誠に簡単な説明であります、よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

【浦上教育長】 議案第11号については審査会規則の制定ということ、議案第12号はそれに関わる委員の委嘱又は任命ということですので、あわせて説明していただきました。その中で、なにかご質問があれば教育委員のほうからお願いいたします。どうでしょうか。

【水野委員】 趣旨はわかりましたし、大変結構なことだと思うんですけども、委員の中に、郵便局の方が入っているのは、出向というような部分が反映されていると考えてよろしいでしょうか。

【山本学務給食課長】 外部委員につきましては、20年以上にわたり、地域に根ざした郵便局長として、郵便、貯金、保険などのサービスを提供するとともに、窓口業務を通じて地域住民との積極とコミュニケーションを図り、地域課題に向き合ってこられました。また、本事業を実施する以前から、寄付者が個別に実施している児童養護施設や里親への支援活動に関する相談や、課題解決にも迅速に対応していただいているところがございます。このような中、外部委員の審査会への参画により、本事業が本当に必要とされる方に届くよう、また制度の拡充の検討や民間ネットワークを通じて本制度の周知を図ってもらえるものと期待しているところがございます。

【浦上教育長】 いまの質問は、内部の行政以外の職員が入っているということに対する質問かと思われませんが、内部の行政職員の役割的な部分も、もう少し説明をお願いします。

【山本学務給食課長】 内部委員につきましては、教育監と教育委員会事務局次長、福祉事務所長、学校教育推進課長の4名の方を委嘱又は任命させていただいております。内部委員につきましては、これまで教育のさまざまな課題をご議論いただいております。また、福祉事務所長につきましては、福祉現場でさまざまな形でご相談を受けられていますので、その知識や経験を踏まえて、今回の委員に選定させていただいたところがございます。

【水野委員】 よくわかりました。ありがとうございます。

【浦上教育長】 ほかにはどうでしょうか。

【岩井委員】 以前、内部委員4名、外部委員1名を委員として考えておられるというお話を聞いておりましたので、今それぞれの説明を受け、外部委員がどのような経緯で選ばれたのかもわかりました。奨学金を本当に必要とされる方にしっかりと届けられるよう、よろしくお願ひしたいと思います。

【浦上教育長】 ほかにはどうでしょうか。

【村本委員】 岩井委員がおっしゃった通り、お願いいたします。

【浦上教育長】 藤井委員も、それでよろしいですか。

【藤井委員】 はい。

【浦上教育長】 ほかにないようですので、採決に移らせていただきます。議案第 11 号、及び第 12 号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第 11 号「野口美文若者がはばたく奨学基金事業審査会規則制定について臨時代理承認の件」、及び議案第 12 号「野口美文若者がはばたく奨学基金事業審査会委員の委嘱又は任命について臨時代理承認の件」について、原案どおり可決いたしました。

【浦上教育長】 それでは続きまして、次第の 2、その他についてですが、事務局から何かございますか。

【事務局】 特にございません。

【浦上教育長】 ないようですので、以上をもちまして、4 月臨時教育委員会を終了します。